

# 1990年代のアメリカ法人税の特徴

—租税支出と企業投資行動を中心に—

吉 弘 憲 介

## 要 旨

近年、アメリカにおいて政府が直接支出の代わりに租税支出 (Tax-Expenditure) を活発に用い始めたとの議論がある。また、これを時系列的にみたとき、1990年以降、勤労所得税額控除などを中心とした社会保障向けのものが増え、投資促進税制のような産業振興的租税支出は一貫して減少しているとされる。

以上の2つの動きのうち、社会保障向け租税支出は、予算制度の変化や社会福祉制度の変化から増加が説明されており研究蓄積も一定程度存在する。しかし、90年代の産業振興的租税支出の動向については、国内外においても未だ十分検討されているとはいえない。本稿では、この点に着目し、なぜ90年代に産業振興的な租税支出が対GDP比で再び増大しなかったのかその原因を探る。

はじめに、80年代に行われた税制改革の評価を行ない、多くの産業振興的租税支出が整理される中、最大の項目の1つであった加速度償却制度は残存していたことを示した。次に、90年代の税制改革の中で産業振興的租税支出が新たに設置されなかったのかどうかを確認し、それらが中小企業を対象とするものを中心に増えていることを示した。以上を踏まえて、両者の量的変動を観察した。それにより80年代に始まったアメリカ企業の産業構造の変化が、かつての加速度償却制度を陳腐化させ結果的に租税支出の額を減少させたことが判明した。また、90年代に新たに設けられた中小企業向け租税支出の効果を、その実効税率を追うことで検討し、こうした租税支出の効果も著しく低いことが分かった。こうして90年代において産業振興的な租税支出は増大しなかったのである。

## 目 次

- |  |  |
|--|--|
| I. はじめに                                | 2. 1990年代の税制改革                           |
| II. 1980年代から90年代にかけての制度変化—租税支出の動向を中心に— | III. 90年代の産業振興的租税支出—ACRSと中小企業向け租税支出を中心に— |
| 1. 1980年代の税制改革                         | 1. ACRSの動向                               |

## 2. 中小企業向け租税支出の増加とその影響

## IV. むすび

## I. はじめに

近年、アメリカでは、経済政策の手段として直接支出の代わりに、勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit 以下, EITC) や、さまざまな租税支出 (Tax Expenditure)<sup>1)</sup> が活発に利用されるようになり、またその額も増大傾向にあるという<sup>2)</sup>。その要因として、1990年代に行われた予算制度の変化<sup>3)</sup>や小さな政府への志向<sup>4)</sup>が指摘されている。こうした動きをとらえて、アメリカの税制は「公平・中立・簡素」といった租税原則に基づいて行われた1986年税制改革 (Tax Reform Act of 1986以下, TRA86) の姿から、90年代を通じて複雑な形へ逆行し始めたとされる<sup>5)</sup>。本稿は、そういった租税支出、とくに企業向けに行われる産業振興的な租税支出の実態分析を通じて、90年代のアメリカ財政に新たな評価を見出すことを課題としている。

本題に入る前に、簡単に先行研究を整理しておこう。Gravelle [1994] の研究によれば、アメリカの法人税は TRA86以後、産業別・資本別で実効税率の差が縮小したとされる。このような負担構造の変化は、アメリカの法人税が80年代中頃以降に掲げた公平・中立・簡素といった税制改革の理念が、一定の成果を収めたことを示している。

Toder は租税支出の傾向について、1980年から2000年を5年ごとにとり、これを社会保障向けと産業振興向けとに分類しその動向を分析した<sup>6)</sup>。その研究によると、80年から85年で急

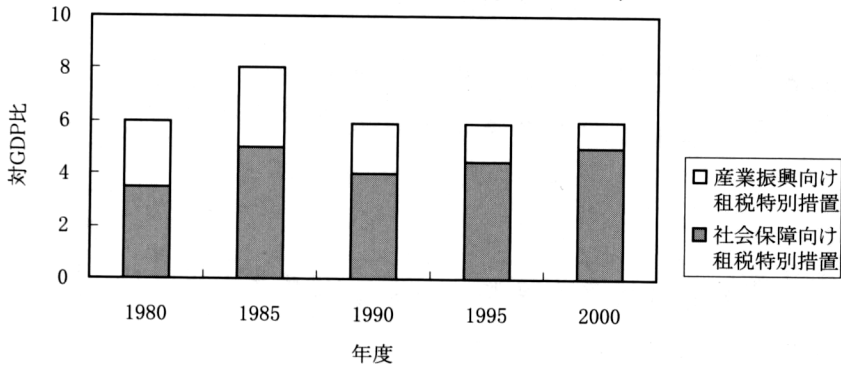
## 参考文献

激に増大した両租税支出は、TRA86を機に90年には一旦収縮する。しかし、それ以後95年、2000年と社会保障向けの租税支出は増大し、再び85年と同水準にまで膨張する (図表1参照)。90年代に急速に膨らむ社会保障向け租税支出の動向を「隠れた福祉国家」と評価する向きも存在する<sup>7)</sup>。しかし、これとは対照的に、キャピタル・ゲインの部分的非課税措置、加速度償却制度、エネルギー産業などへの租税優遇措置などの企業を対象とした産業振興的な租税支出は1990年代に一貫して減少していくこととなる<sup>8)</sup>。こうした傾向は先の Gravelle [1994] の評価とも整合的である。

しかし、産業政策のみに着目してみれば、1995年時点での産業振興を目的とした租税支出は、3つに分類される連邦政府の産業政策の中では最も大きな位置を占めていた<sup>9)</sup>。また、後述するが TRA86以前に設けられた大型の租税支出の一部は改革後も残存していた。さらには、ブッシュ、クリントン両政権期とも投資税額控除の復活を企図したことに示されるように<sup>10)</sup>、90年代を通じて税制による産業政策は完全に放棄されていたわけではない。本稿では、制度的には増大の要因があったにもかかわらず、産業振興的な租税支出がなぜ再び増大を見なかったのかという点について、これを当時のアメリカの経済的文脈と税制の両面から分析していく。

以下、本稿の概要と結論を先取りするなら、まずⅡ節で80年代と90年代に行われた法人税の制度変化を概観し2つの論点を析出する。すなわち、TRA86以降も設備投資に対してゆがみを与える性格を持った加速度償却制度 (Accel-

図表1 租税特別措置の傾向 (1980-2000)



(注) 1) 2000年は推定値。

2) 租税支出は、個人所得税向け、法人税向け両方を含む。

[出所] Burman [2003], p.625. Toder [1999], p.412.

erated Cost Recovery System 以下、ACRS) が残存したこと、90年代に中小企業を対象とした租税支出が新たに生じているという事実である。これらは、産業振興の租税支出が90年代にも増大する要因があったことを示すものといえる。

しかし、Ⅲ節ではACRSが90年代には投資傾向の変化のため、制度的に陳腐化し増大し得なかったことを示し、中小企業向け租税支出もその効果が限定的であったことを租税負担の推移などから分析した。こうした要因から、90年代を通じて産業振興的な租税支出は、社会保障向けのものとは異なり、再度増大しなかったのである。

結論では本稿で明らかにした90年代の法人税の状況が、アメリカの財政の史的な流れの中でどのような意味を持つのかを検討する。

## Ⅱ. 1980年代から90年代にかけての制度変化

—租税支出の動向を中心に—

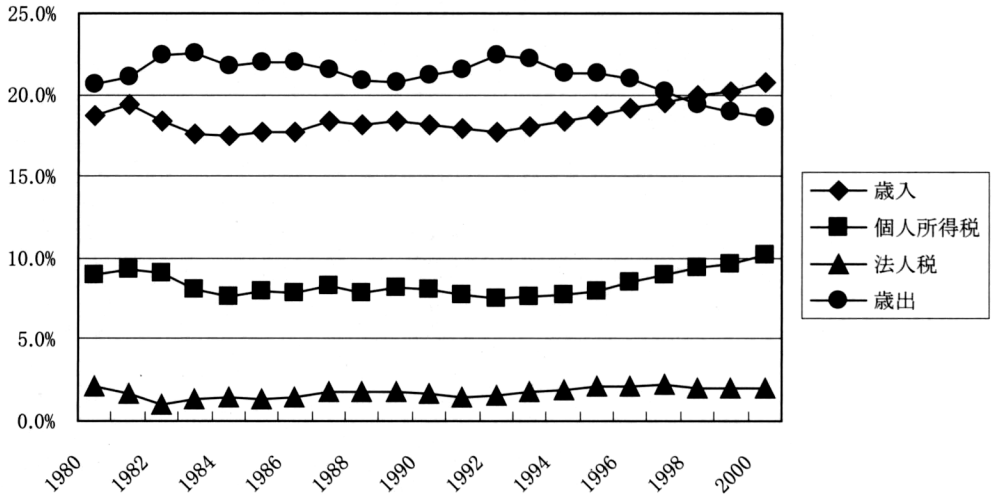
1980年代に行われた主な税制改革として、1981年経済再建租税法 (Economic Recovery

Tax Act of 1981) と TRA86 が挙げられるだろう。レーガン政権下で行われた税制改革は、いわゆる「新自由主義」的な性格を備えたものと言われている。これら、80年代の2つの税制改革を、アメリカの財政構造の転換として捉えようとする試みは多い<sup>11)</sup>。このような議論を念頭に、本節では、まず1980年代のアメリカにおける2つの税制改革について、産業振興を目的とした租税支出を中心に整理していく。次に、90年代の産業振興目的の租税支出や法人税の制度改革を概観し90年代に導入された租税支出の政策対象が80年代のものとは比べて変化していることを明らかにする。

### 1. 1980年代の税制改革

1980年に大統領に就任したロナルド・レーガンは、石油危機以降激化した国内のインフレとそれを原因とする貯蓄率・投資率の低下、実質経済成長率の低迷、国際収支の悪化といった経済問題に直面していた。このようなスタグフレーション下において、税制面でもブラケット・クリープや法人資本におけるインフレ会計といった問題が引き起こされた。これらに対応

図表2 アメリカ連邦政府の歳出入の対GDP比 (1980-2000)



〔出所〕 U.S. Department of Commerce, "Gross Domestic Product", "Government Current Receipt and Expenditures" (<http://www.bea.gov/beahome.html> より作成。

するため、81年2月に経済再建計画 (A Program of Economic Recovery) が発表され、その財政面での改革として経済再建租税法が実施されることとなった。この81年改革では、ブラケット・クリープ問題に対応するため個人所得税の限界税率の引き下げや、貯蓄投資の促進を狙ってのキャピタル・ゲイン課税の軽減、各種の控除または投資減税が行われた。この中でも、キャピタル・ゲイン課税の軽減<sup>12)</sup>、や投資税額控除 (Investment Tax Credit) の拡大<sup>13)</sup>、R&D (Research & Development) 費の税額控除<sup>14)</sup>などは、投資、貯蓄の促進や企業にたいする産業政策と密接に関係する減税政策として数えられる。また、後述の分析で焦点をあてるACRSが導入されたのも同改革においてである。ACRSとは主要機械・設備の減価償却期間を3、5、10、15 (または18) 年の4区分に大幅に短縮するもので、租税論的には減価償却ベースによるインフレ調整と考えることができる<sup>15)</sup>。

こうして新規に導入された制度の中でも、投資税額控除と加速度償却制度の規模は大きく、85年時点の租税支出の中で前者はおよそ301億ドル (対GDP比0.52%)、後者は240億ドル (対GDP比0.41%) で1位、2位を占めている。こうした減税政策の結果81年に対GDP比で19.3%あった連邦歳入は、改革次年度には18.4%まで急激に減少し、以後、84年の17.5%まで一貫して低下していく (図表2参照)。同じく、81年から82年での減少について法人税では0.7%減、個人所得税では0.2%減となり、連邦歳入の減少が2つの基幹税目の減少、とりわけ法人税の減少によってもたらされたことをしめしている。

歳入減と連邦財政赤字の増大という問題をかかえ、レーガン政権下での財政改革は租税政策を中心に修正を迫られることとなった。この修正が、まとまった形となって実現するのがTRA86である<sup>16)</sup>。TRA86の下敷きとなったのは、84年に財務省から提出された税制改革報告

書であり、改革は概ねこの内容に沿ったものとなった。財務省の提案は、議会審議を経る中でいくつかの変更を受けるが、税率の引き下げとフラット化、課税ベースの拡大という改革の基本姿勢は維持された。個人所得税の限界税率の引き下げとブラケット数の削減、法人税も同じく限界税率の引き下げが行われ、キャピタル・ゲイン課税に対する優遇税率の廃止や投資税額控除の廃止に代表される課税ベースの拡大が進められた。

そのうち、ACRSは資産分類を4区分から8区分(3, 5, 7, 10, 15, 20, 27.5, 31.5年)に改めた新ACRSへ変更された。しかし、当初の財務省提案と比べて改革後の新ACRSは、依然、石油関係設備などに対して加速性を残す結果となった<sup>17)</sup>。

以上のように1980年代の税制改革は、70年代以降のインフレによって発生した経済問題への財政面からの対応策という性格が強い。こうした評価に従えば、80年代の改革はそれまでの税制に累積してきた問題点を修正し、包括的所得税の原理的な姿に近づけようとする「再構築」であったと考えられる。また、産業振興的な租税支出について言えば、初期に大型の設備投資を優遇するものが導入され、TRA86でこれらが大きく削られる結果となった。しかしながら、ACRSは部分的に修正されるも、依然、加速性を残したまま90年代に入っても抜本的に改革されることは無かった。しかし、後述するが、90年代にはACRSは制度的には陳腐化しその規模は抑制されていく。

## 2. 1990年代の税制改革

1990年代の税制改革を見ていく中で、ある程度論点を先取りすれば、70年代以降アメリカ経

済において懸案であったインフレは80年代を通じて収束に向かい、90年代の財政改革では強い政策動機とははならなくなっていた。かわりに財政赤字問題への対応こそが急務となった。TRA86を経ながらも回復をみない連邦歳出入の乖離は、赤字国債の急激な累積という形で表出してくる。こうした問題に対応するため、90年代のアメリカでは歳出への厳格な制限と、歳入増を狙った増税政策がとられることとなった。

レーガンから共和党政権を引き継いだブッシュは、1990年に選挙時の公約を破り個人所得税の増税に踏み切った。1990年包括財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990以下、OBRA90)は、個人所得税の最高限界税率を、既存28%から31%に、Alternative Minimum Tax<sup>18)</sup>(以下、AMT)の税率を21%から24%にそれぞれ引き上げ富裕層に対する租税負担の強化を図った。

この一方で、OBRA90では法人税の課税ベースに対して、R&D費や希少疾病薬開発費、雇用促進用の費用に対する一定割合での税額控除適用条項の期間を延長し、銀行融資の受けられない起業者が発行する債券への税額控除などを新設した。特に、エネルギー産業へは、税額控除の新設やAMTの税率引き下げなど保護的な租税条項が設定された。

富裕層に対する個人所得税の重課、法人税における租税支出の温存と、中小法人への優遇措置拡大という流れは、続く1993年包括財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993以下、OBRA93)に引き継がれていく。

1992年に大統領選に勝利した民主党のクリントンは、93年2月にOBRA93を策定した。改革案は、若干の修正を受けつつ同年8月に両院

を通過し成立した。同改革の歳入における変更は、「教育、職業訓練と投資に関する条項」、「歳入増加に関する条項」、「低開発地域の投資と雇用促進に関する条項」、「その他条項」で構成されている。

法人税改革では、限界税率が34%から35%に引き上げられ、訓練・投資に関係して、産業振興的性格を持つ6つの条項の改正または新設が行われた。①調査研究費に対する税額控除の適用期間延長、②個人投資家の保有する中小企業株式からのキャピタル・ゲインに関する所得控除の新設、③小規模法人に対するAMTの算定方式の調整、④有価証券の売却益のSSBIC (Specialized Small Business Investment Companies)<sup>19)</sup>への移し変えによる特別措置の新設<sup>20)</sup>、⑤小規模法人の消費財控除額の上限引き上げ<sup>21)</sup>、⑥希少疾病薬品の開発費用に関する税額控除の適用期間延長がその内容である。

こうした改革の結果、連邦歳入は個人所得税を中心に急速な伸びを見せ始める。連邦歳入は92年の対GDP比17.7%から、97年までに1.8%増加し19.5%へと跳ね上がった。こうした伸びば、個人所得税と法人税、とりわけ前者の増加によるもので、個人所得税は92年7.5%から97年に8.9%へ、法人税も92年1.6%から97年2.2%まで上昇する。

このような順調な税収の増加と、改善されていく財政の恩恵を国民に還元する目的でとられたのが1997年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997以下、TRF97)である。TRF97で最も注目すべきは個人に対するキャピタル・ゲイン課税の税率が引き下げられたことである。86年改革以降、キャピタル・ゲインは個人所得ベースに全額算入され課税されてきた。しかし、OBRA90では個人所得税の引き上げに際

し、キャピタル・ゲインの最高限界税率は28%のまま据え置かれ86年改革で廃止された優遇税率が部分的に復活していた。この税率が、TRF97ではさらに20%にまで引き下げられることとなった。

一方、産業振興的な租税支出としては、年間での粗売上げが500万ドル以下の小規模法人に対してAMTの適用が廃止され、自宅を事業所として使用している場合は、賃貸費用や修繕費を事業所得から所得控除することが可能になった。これら産業奨励的な租税支出は、対象がいずれも中小企業となっている点に特徴がある。97年以降、法人税は対GDP比で0.2%低下するが、個人所得税収の規模は拡大し続け98年には連邦歳入は黒字に転換する。

1990年代の租税支出の動向を以上の変化をもとに整理しておこう。まず、個人所得税と法人税では限界税率が引き上げられ、キャピタル・ゲインに対する優遇税率が復活した。また、産業振興的租税支出は中小企業を対象としたものが中心となり始めていることが確認できるだろう<sup>22)</sup>。反面、90年代を通じて法人税全体に影響を及ぼすような目立った変更は無い。OBRA93では投資税額控除が提案されるも成立はせず、最高限界税率のわずかな引き上げなどもあったが改革は限界的なものにとどまったとされる<sup>23)</sup>。

1980年代の税制改革では産業振興的性格を持つ租税支出はACRSや投資税額控除など、その影響範囲も広く、また大型の設備投資を行う重厚長大産業を対象としたものだった。先にも示したとおりTRA86以後もACRSについては改革の不徹底から石油投資など一部の資産については加速性が残されていた。90年代のアメリカ経済はその初めこそ不況にさらされはするも

の、後半から年間投資の前年度比率の平均が9%前後、最も高い年では11.3%を示す景気拡大期である。新規投資の拡大期において、設備投資の減価償却を短期化することで租税負担を下げるACRSの制度的特徴を踏まえれば、通常なら産業振興的な租税支出の総額は増大していくものと考えられる。

一方で、90年代の税制改革では80年代のように全法人に影響を与える租税支出ではなく、中小企業を政策対象としたものが増加していく。また、こうした租税支出の額は、EITCなどの社会保障向け租税支出と比較しても決して小さいものではなく、90年代にも産業政策としての租税支出は実施されている。

このように、産業振興的租税支出は、法人税全体に影響を及ぼすACRSの残存と中小企業を対象とする租税支出の導入など、増大要因を有しながら社会保障向け租税支出と異なり90年代に再び増大しえなかったという不可解な面を有するのである。こうした点を明らかにするために、次節では90年代の産業振興的租税支出の変化を、法人の負担割合や産業構造の変化とからめながら説明していく。

### Ⅲ. 90年代の産業振興的租税支出

—ACRSと中小企業向け租税支出を中心に—

本節では、90年代における租税支出のうち、80年代から引き継がれ依然、産業振興的租税支出の中では最も大きい新ACRSの動向を数量的に把握し、定性的部分からこの動きを説明していく。また、中小企業向けの租税支出について、その政策効果があったのかどうかを、10万ドル以下の事業所得をもつ企業の実効税率から見ていくこととする。2つの分析から、90年代

に産業振興的租税支出が再び増大を見せなかった点を明らかにしていこう。

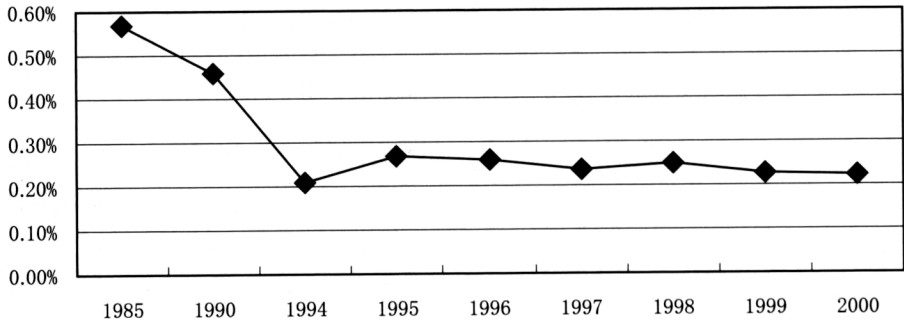
#### 1. ACRSの動向

1981年の税制改革で導入されたACRSは、86年改革で減価償却率の緩和が図られ新ACRSへと改正された。しかしながら、石油関連を中心とした一部の機械設備では86年以降も依然、強い加速性を残すものとなっている。また、その額も産業振興を目的とする租税支出の中で90年代を通じて最も高いものとなっている。

しかし、ここで機械・設備に対するACRSの数値変動を時系列でとった図表3を見てみよう。これは、ACRSの実額を財政年度のGDPで割ったものである。これを見ると、85年時点では改正前ということもあり、その対GDP比は0.57%と高い数値を示している。また、この時期は投資税額控除も行われており、産業振興的な租税支出が大きかったといえるだろう。これがTRA86以後の1990年には0.46%と制度改正をはさみ0.11%低下している。また、94年にはさらに90年時点の半分以下0.21%まで急激に低下している。その後、95年から2000年まで概ねこの0.2%の水準で推移しており、95年には0.27%まで上昇するものの2000年の時点では0.22%と94年と比べて顕著に増加しているとは言いがたい。

先にも述べたが、ACRSは制度的特徴から、その額が新規投資の大小などに左右されると考えられる。それでは、この時期に新規投資の落ち込みが見られたのだろうか。図表4を見ながらこの点について確認しておこう。同図は1980年から2000年までの機械・設備投資額の対GDP比を時系列で示したものである。これを

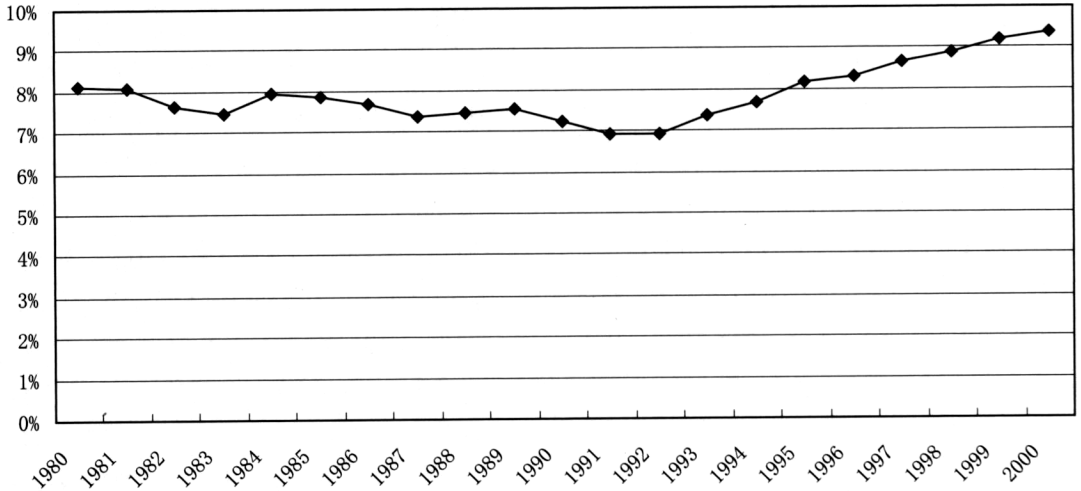
図表3 機械・設備投資の加速度償却 (対 GDP 比)



(注) 図に示される加速度償却 (ACRS) は全ての規模の企業に適用されるもの。

(出所) U.S. Office of Management and Budget, Analytical Perspectives, Budget of the United States Government, Fiscal Year 1996-2001, 1995-2000. "Special Analysis G: Tax Expenditures," Budget of the United States Government 1985 & 1990, 1984, 1989. より作成。

図表4 新規設備投資の対 GDP 比



(注) 数値は、全ての規模の企業による新規設備投資を含む。

(出所) U.S. Department of Commerce, "Input-Output Account" (<http://www.bea.gov/beahome.html>)より作成。

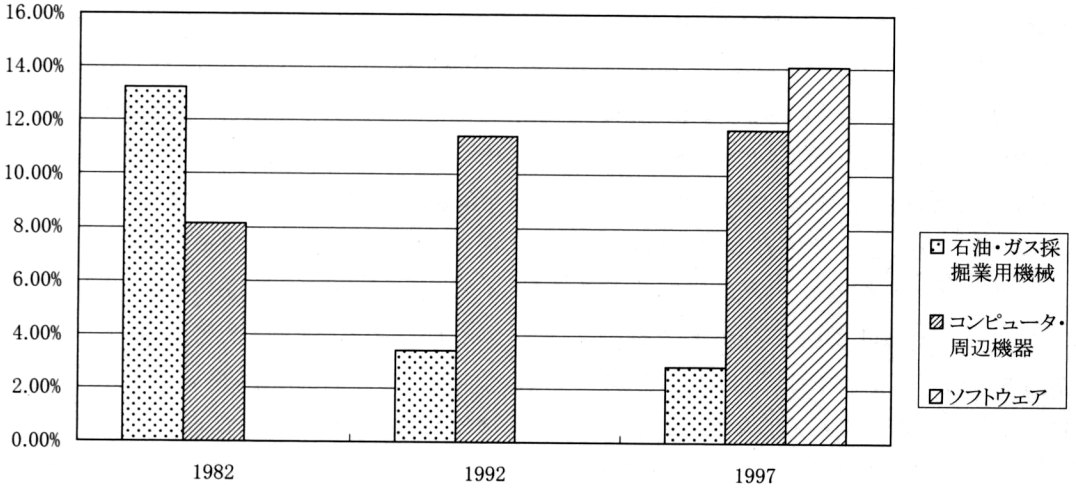
見ると、80年代終わりから新規の設備投資は急激に落ち込み、91年が対 GDP 比6.91%で底となっていることがわかる。

しかし、それ以後90年代には一貫して右肩上がりとなり、98年には対 GDP 比9%を突破する。こうした新規投資の拡大期では、設備投資の減価償却を早める ACRS の額はむしろ増大すると考えられる。しかしながら、ACRS は

設備投資の成長率の低い90年のほうが大きく、順調な増加期間である90年代中盤から後半にかけては先にも見たとおり、その大きさはほぼ一定のまま推移している。このように、景気動向や設備投資からでは ACRS の動きを十分に説明できないといえるだろう。

次に ACRS の停滞を、1982年、92年、97年時点における新規投資の構造を材料に考察して

図表 5 新規設備投資の構成比変化



(注) 1) 構成比に用いた総額は、新規設備投資から建造物を除いたものである。

2) ソフトウェアは1997年のみ個別に表示されている。

3) 図の数値にはいずれの規模の企業も含まれる。

(出所) U.S. Department of Commerce, "Benchmark Input-Output Account," (<http://www.bea.gov/beahome.html>)より作成。

いこう。まず、82年時点での固定資産を除く設備投資の中でその額が最も大きいのは、対GDP比1.18%、構成比13.2%の石油・天然ガス採掘用機械である。この項目に対する投資は、すべて採掘業部門から行われており、採掘業部門の全投資の6割を占めている。続いて通信設備が対GDP比で0.95%、構成比で10.6%となっている。主な投資元は情報産業と法律・会計などの特殊業務、企業マネジメントの3部門である。この3部門で情報機器投資の約7割を占めている。

92年に移ると、この投資構造に変化が生じる。82年では全設備投資中最大の構成比13.22%、対GDP比では1.18%を示した石油・天然ガス採掘用機械が、92年には対GDP比で0.2%、構成比3.4%まで低下する。一方で、コンピュータ・周辺機器が、車両を除く設備投資項目の中で構成比を上昇させている。82

年時点では、オフィス機器などと合算された形で構成比8.1%であったが、92年にはコンピュータ関係支出だけで全体の11.5%を占めるまでになっている。

92年における全22の産業部門別にコンピュータ項目への投資割合を見ると、1割を超えるものが6部門、内およそ20%のものが3つとなっている。また5部門で5%以上10%未満となっており、1項目だけで多くの部門に対し一定の構成比をもつにいたっている。82年の段階ではコンピュータ項目に対する設備投資の各部門での構成比は、20%超が1部門、10%以上12%未満が4部門、2%以上10%未満が4部門、2%未満が残り13部門となっている。また、3部門中11部門ではコンピュータ項目への新規設備投資は1%に満たなかった。

このように、10年間でアメリカの新規設備投資は、石油採掘機械など単一の産業部門に集中

する投資が低下する一方で、広範な産業部門で伸びていくコンピュータ関係に集中していった。

こうした動きは、97年にはさらに加速していく。97年のコンピュータ項目とソフトウェア項目を合わせた新規設備投資は対GDP比およそ3%、車両を除く全設備投資に対する構成比では25.8%を占めるまでになった。部門別で見るとコンピュータ項目に対する割合は5%未満が7部門、5%以上10%未満が10部門、10%以上15%未満が2部門、残り3部門が20%を超えている。また、ソフトウェアでは5%未満のものが8部門、5%以上10%未満のもので5部門、残り9部門で各部門での投資総額の1割以上を占めている。また、9部門中3部門では、ソフトウェア項目への投資だけで20%を超えている。コンピュータ項目への投資は情報産業や金融業など特定業種で大きく支出されている。しかし、設備投資の項目の中で各産業部門に対し1割以上を占めるものはコンピュータ項目への投資以外にない。

以上見てきたように、アメリカの設備投資の構成は、単一の産業部門に集中する大型投資よりも、多くの産業部門に広がりを持ち成長するコンピュータ関係へと移っていった。しかし、増加するコンピュータ関係の設備投資は、新ACRSでは5年償却資産に含まれる。コンピュータそのほか周辺機器の自然償却期間は平均で6年であり、償却期間の短期化による恩恵は低いと考えられる<sup>24)</sup>。

86年に行われた、ACRS改革の重要な争点の1つは、それが制度的に投資に対する中立性を乱しているとの指摘であった。改革論議の中で、ベーカー財務長官がACRSについて次のような問題を指摘している点からもそれが読み

取れる。

「現行の早期コスト回収制度（ACRS）が投資税額控除とともに利用されて2つの問題点が生じている。①機械設備投資を優遇する程度が差別的に大きくなってしまい、建造物や経済耐用年数の短い資産（ハイテク設備）への投資が不利になってしまった。②そういう差別性が、インフレ沈静の下で強くあらわれて実効税率がマイナスになってしまった<sup>25)</sup>」。

当初、こうした指摘もあってACRSは自然償却期間にほぼそった資本コスト回収制度（Capital Cost Recovery System 以下、CCRS）へと改正される予定であった<sup>26)</sup>。しかし、86年改正法の制度形成過程において、圧力団体からのつよい反発もあり石油・ガス産業の優遇措置が復活し、結局ある程度の加速性を持つ新ACRSが成立したのである<sup>27)</sup>。しかし、こうした指摘から考えると90年代に投資が増えたコンピュータ関係の設備投資は、旧来のACRSにおいてもその加速性は低く、またそれは新ACRSにあっても同様であった。重要なのは制度的に重厚長大産業への投資インセンティブが残されていても、90年代のアメリカの経済構造が必要とした設備投資の種類は80年代のそれとは変わってしまったということである。

それは先の図表3、4で確認したように、設備投資が順調に伸びている時期においても、投資内容が加速性の低いコンピュータ設備などに移り変わってしまったため、ACRSの増大がほとんどなかったという点に示されている。

前節でも述べたとおり、80年代に導入された産業振興的租税支出は投資促進も勿論だが、インフレ軽減を強い政策動機としていた。しかしながら、90年代にはインフレは収束し、経済問

題としては累積する財政赤字の解消を行いつつ、いかに経済成長や雇用拡大を達成するかという問題に直面したのである。租税支出の構成の中で、ACRSは依然、最も額の大きい項目の1つであるが、その制度内容は80年代のインフレ下における経済問題の解消という文脈に強く規定されている。このように、対応する経済問題の変化と制度的特徴の陳腐化から、設備投資の増大にもかかわらず新ACRSの規模は、90年代を通じてほぼ横ばいを示したのである。

それでは、なぜ新ACRSは90年代に入って投資構造に沿った形で修正されなかったのか。この点について、90年代初頭の法人税改正をめぐる議論を見ることで考察を加えていきたい。93年のOBRA93において、大統領提案段階では投資税額控除の復活が計画されていた。しかし、これは下院の段階で否決されてしまう<sup>28)</sup>。

クリントンの提案では、経済の回復とその新たな構造への転換が唱えられ、そうした改革によって雇用増を得ることが強く求められた時期であった<sup>29)</sup>。しかしながら、当時のアメリカ経済界の見通しでは景気は92年に底を打ち、93年にはわずかながら回復の方向に動き始めたとの認識にあったため、税制の中立性を崩すことを好まず、86年改革の方向性を堅持しようとする動きが強かった<sup>30)</sup>。こうした意見を、当時の上院財政委員会の識者の発言から読み取ってこよう<sup>31)</sup>。

上院財政委員会は93年4月29日に、民主党上院議員Hon.Daniel Patrick Maynihanを議長に8人の上院議員参加のもと、「大統領提案における投資税額控除と税制による事業優遇措置」に関してヒアリングを行った。ここでは特に、租税学者であり法人税の専門家であるDr. Jane. G. Gravelleと、アメリカ業界団体が設

立している租税改革へのコミットメント機関Tax Reform Action Coalition 役員のHarry Sullivanの主張を紹介しておく。なお、Tax Reform Action Coalitionは、86年にアメリカの業界団体や大企業が、彼らの税制改革に対する主張を代弁させるために組織された団体である。

まずGravelleの主張を簡潔に要約しておこう。Gravelleは大統領提案で提示された大企業向けの一時的な投資税額控除と中小法人におけるその恒久化法案、またそのほかの課税ベースを侵食する事業向け租税支出について、公平性の観点から強く反対した。Gravelleは税制を通じての投資促進策について、改正賛成派が述べる投資促進策による設備投資の拡大と、それによる景気回復というシナリオの信憑性を問うた。また、仮に効果があるとして、それが課税ベースの浸食によって引き起こされるであろう税務行政費の上昇に見合うだけの効果を得られるのかどうかを質した。そして最後に、既に投資を行っている会社と改革が実施された後に投資を行う会社との公平性を無視してもよいのかという点について疑問を呈した。こうした観点に加え、Gravelle自身税制における投資に対する中立性こそ効率的な経済を生むものであり、またそれこそが86年税制改革の背後にあったものだとしている。租税学者の視点からは投資促進的な租税政策はその有効性が疑われており、86年改革の方向性に一定の信頼が置かれていたと評価できるだろう<sup>32)</sup>。

また、こうした見解は税制の専門家による限定的な意見ではなく、産業界を含めた当時のアメリカ社会の中での一般的な意見であったことがSullivanの発言からわかる。まず、Sullivanは税制について基本的に86年税制改革理

念である「公平・中立・簡素」を遵守していくべきだとした。その上で、大統領提案に含まれる税制を通じた投資促進策を、次のように批判している。まず、大統領提案で述べられる歳入増加策の1つである法人税の最高限界税率の引き上げと、同時に行われる投資促進的税制は86年改革以前の連邦税制への後退であるとした。それとともに、86年以前の税制は非中立的で経済効率性に著しいゆがみを生じさせていたし、こうした租税構造へ90年代以降回帰していくことに対して強い反対を示したのである<sup>33)</sup>。

以上に示したとおり、90年代初頭のアメリカにおいて、租税学者のみならず、産業界の代表も税制の中立性が当時のアメリカ経済の中で重要なものであると認識していたことは興味深い。むろん、これらの意見をもって旧来の大型の租税支出が90年代以降新たな投資構造に合わせて変化しなかったことの理由と断言するわけにはいかないが、少なくとも租税の中立性を堅持するという方針が当時のアメリカの学識関係者だけでなく、経済界でも主張されていたことは強調されてよい<sup>34)</sup>。また、実際に大統領提案で示された投資税額控除の復活が議会審議において否決されるなど、議会においても税制を通じての過度の投資促進策に懐疑的であった。

では、90年代に先に述べたような経済問題を背景として行われた中小企業をその主な対象とする租税支出は効果を持ちえたのだろうか。この部分を明らかにしながら、産業振興的租税支出が増大しなかった原因について考察していくこととする。

## 2. 中小企業向け租税支出の増加とその影響

アメリカにおける中小企業の一般的な定義は

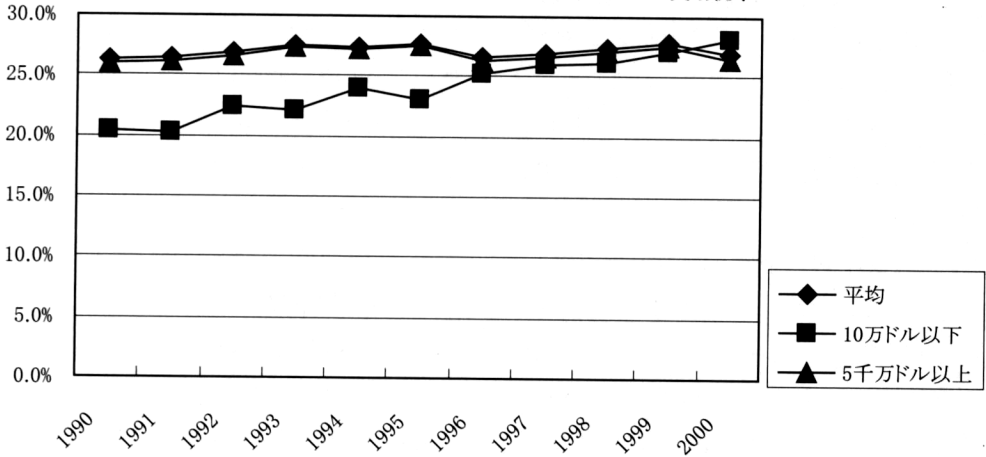
難しいが、ここでは年間事業所得が10万ドル以下の法人企業（C法人、以下特に断りのない限りは、全てC法人の分析結果）をその対象として扱いながら分析を進めていく<sup>35)</sup>。先にも述べたとおり、90年代の税制改革で行われた法人税改革や産業振興的租税政策は、中小企業を対象としたものに移っていつている。対照的に、OBRA93などでは法人税の最高限界税率が引き上げられ、大企業に対して課税が強化される傾向にあった<sup>36)</sup>。このとき、中小企業へ税制上の優遇措置を講じた理由は、景気刺激策として中小企業の投資を促進し、それによる雇用数の拡大を意図したためであった<sup>37)</sup>。

それでは、90年代初頭にあつて中小企業に対する優遇税制による雇用数の拡大が、どのような論理から語られたかについて、先ほどと同じように議会におけるヒアリング資料を見ながら追っていきたい。ここで着目するのは、92年の2月に行われた下院歳入委員会で発言したニューヨークの投資銀行D.H. BLAIR 社会長J. Morton Davis と、93年4月に上院財政委員会で発言した Small Business Legislative Council の評議員 Peter McNeish の見解である。

まず、Davis は90年代に入ってからアメリカ経済の競争力の低下と失業率の上昇を危惧し、中小企業を中心とした経済政策の必要性を主張した。それは、新規に起業する中小企業こそが新たな雇用や設備投資を生み出すものであり、この設備投資または雇用を促進するような経済政策こそ政府に求められているとの主張であった。また、その具体的な政策として税制を通じての投資促進策や、新規企業の所得に対する非課税措置の拡大などを挙げている<sup>38)</sup>。

次に、McNeish の主張であるが、彼が所属する Small Business Legislative Council は

図表6 事業所特別で見た純所得計上法人の実効税率



- (注) 1) 筆者計算のもの。厳密な実効税率とは言えないが、最終的な納税額を課税所得で割ったものをパーセンテージ化した。  
 2) 事業所得の規模別で分類しているため、毎年の課税主体の担税力はほぼ同じものと考えられる。  
 3) 赤字法人は含まれていない。

(出所) U.S. Department of Treasury, "Returns of Active Corporations: Number of Returns, Selected Receipts, Minor Industry," "Returns of Active Corporations: Size of Business Receipts," "Returns of Active Corporations, Form 1120S: Major Industry," Statistics of Income Corporation Income Tax Returns; various years より作成。

全米500万の中小企業が加盟する団体であり、中小企業主たちの政治的主張を代弁する機関であるといえる。クリントンは93年の大統領提案で、当初から中小企業に焦点を絞った租税政策を打ち出しおり、McNeish および Small Business Legislative Council はこの政策におおむね賛成の意を示していた。また、ほかにも独自の観点からアメリカ経済の達成目標を設定し<sup>39)</sup>、こうした目標達成のためにも中小企業を対象とした租税支出の重要性を主張した。その具体的な内容は、大統領提案に沿ったものであるが、法案適用企業の幅を拡大するべきであると追加的主張を行っている<sup>40)</sup>。

このように、雇用政策とアメリカの経済の回復、発展の原動力という文脈から主張された中小企業向け租税支出について、OBRA93では少額投資の即時損金算入措置上限額の引き上げ

や、経済開発促進地域でのその更なる拡張、中小企業の発行する株式キャピタル・ゲインの50%非課税措置などが講じられることとなった。また、個人事業主を対象とする健康保険に対する所得控除措置の期間が延長されるなどした。これらの軽減措置による租税支出の予定額はCBOの試算によれば94年から98年までの5年間で71億ドルにのぼる。また、改革次年度での効果は26億ドルと見積もられている。

このとき、直接に中小企業の法人税負担に関係するものは少額投資の即時損金算入措置上限額の引き上げであるが、これは改革次年度で23億ドル、5ヵ年で46億ドルが計上されており、いずれにおいてもプログラム総額の半分以上を占めている。OBRA93の税制を通じての政策の中で最大の額を示すのは、個人所得税に対するEITCの207億ドル(5年間)である。しかし、

その内190億ドルは一般歳出によって賄われる部分となり、租税支出として税收からマイナスされる額は17億ドルとなる。このうち、94年のEITCへの支出部分は2億ドル、税收からのマイナス分は500万ドル以下と予測されていた<sup>41)</sup>。

このように支出予定段階では租税支出の最大支出項目であるEITCと比べてみても、中小企業向けの租税支出の額は決して小さなものではなかった<sup>42)</sup>。では、こうした中小企業向けの租税支出は実際のどの程度の効果を持ったのだろうか。

図表6は、各年度のCorporate Income Tax Returnsで事業所得別にとられた統計をもとに製作したものである。ここで示されているのは、課税対象となる所得に対して納税額がどの程度の割合を示したかを単純な商の形で表している実効税率の動きである。事業所得10万ドル以上の企業と5千万ドル以上の企業、そしてすべての企業の合計から見た平均値についてその動きを見てみた。アメリカの企業体の構成として、事業所得の8割を5千万ドル以上の企業体が占めている。このため、平均値の変動や数値は5千万ドル以上の企業のそれと連動している。

次に、各年度で細かく数値を追っていくと、90年には10万ドル以下の企業で実効税率は20.9%、5千万ドル以上の企業では26.7%でその差はおおよそ6%と10万ドル以下の企業の負担は他の事業所得帯の企業に比べて低い状態にあった。1995年までは、事業所得10万ドル以下の企業と5千万ドル以上の企業との実効税率の差はおおむね3%から5%の開きがあり、中小企業の負担は平均よりも低い状態にあった。

しかし、96年以降この傾向が逆転し始める。まず、96年時点での事業所得10万ドル以下の企業の実効税率だけが95年の23.1%から2%上昇して25.2%となり、5千万ドル以上の企業の実効税率は毎年ほぼ1%ずつ上昇し、99年の時点では10万ドル以下27.1%、5千万ドル以上27.6%と差分0.5%となり課税所得への負担はほとんど変わらなくなってしまふ。

さらに、2000年では10万ドル以下企業の実効税率は28.1%となり、5千万ドル以上企業の実効税率は26.5%、また平均値の26.8%を追い抜いてしまふ。つまり、事業所得10万ドル以下の中小企業の負担が、5千万ドル以上の大規模企業体のそれよりも大きくなってしまっている。事業所得10万ドル以下の企業の実効税率については、その実額についても90年代後半には急速に増大していく。このため、課税所得の減少によって名目的に負担率が上昇するという現象は棄却される。このように、90年代において中小企業への租税政策が効きにくい状態にあったことは注意を要する点である<sup>43)</sup>。

こうした租税負担の上昇を納税額との関連から確認していこう。図表7は1996年から2000年までの事業所得10万ドル以下の企業の実効税率増減に対する産業種類別の寄与度と寄与率を表したものである。この5年間で事業所得10万ドル以下の企業グループにおける納税額の実額は2倍超に増加している。それでは、数値の動きを順に追っていこう。図表からもわかるとおり、96年以降事業所得10万ドル以下企業の実効税率は3年連続して20%以上の高い伸びを示している。この当時のGDP成長率が5%後半で推移していたことから鑑みても、この増加額は相対

図表7 1990年代後半の事業所得10万ドル以下企業の納税額増減における産業別寄与度

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
全 体 ( 増 減 )	29.30%	21.30%	22.00%	40.00%	7.00%
農 林 水 産 業	-2.5%(-8.5%)	3.5%(16.6%)	-2.3%(-10.3%)	-0.3%(-0.7%)	0.6%(9.0%)
鉱 業	-5.1%(-17.3%)	7.0%(32.9%)	-4.7%(-21.4%)	0.6%(1.6%)	2.1%(30.7%)
建 設 業	0.0%(0.1%)	2.3%(10.6%)	3.1%(14.2%)	3.3%(8.2%)	-1.8%(-25.8%)
製 造 業	26.8%(91.3%)	-14.7%(-69.1%)	-2.1%(-9.5%)	13.4%(33.4%)	8.0%(115.0%)
交通・公営・情報産業	0.6%(2.0%)	7.7%(36.1%)	0.2%(0.9%)	-0.1%(-0.2%)	-1.3%(-18.9%)
小 売 ・ 卸 売 業	-1.7%(-6.0%)	6.6%(30.9%)	-2.0%(-9.0%)	0.0%(0.1%)	-0.2%(-3.4%)
金融・保険・不動産	3.2%(10.8%)	-0.8%(-3.9%)	28.3%(128.9%)	24.6%(61.5%)	-4.8%(-69.3%)
サ ー ビ ス	8.5%(28.9%)	9.7%(45.4%)	0.6%(2.8%)	-1.6%(-4.0%)	3.6%(51.9%)

(注) カッコ内は寄与率。なお、寄与度は各産業の増減を前年度の総額で割ったもの。寄与率は、各産業の増減を総額の増減で割ったものとなる。全産業での寄与度の合計は全体の増減に等しく、寄与率は合計100%となるが、ここではその他部門(not allocatable)を除いているため必ずしもその合計は等しくない。

(出所) U.S. Department of Treasury, "Returns of Active Corporations: Number of Returns, Selected Receipts, Minor Industry," "Returns of Active Corporations, Form 1120S: Major Industry," Statistics of Income Corporation Income Tax Returns; various years より作成。

的に大きい。

さらに、99年には前年度から40%も納税額が増加している。各産業の寄与度において特徴的なのは、製造業が増分の多くを支えていた96年から、98年、99年には金融・保険・不動産業が全体の増分に対して60%から100%超もの割合を占めている点である。一方、ニューエコノミーの代表でもある情報産業が含まれる交通・公営・情報産業については97年に寄与率30%を記録しているが事業所得10万ドル以下の企業グループの負担構造においては目立った動きを見せていない。以上から、90年代後半の事業所得10万ドル以下企業における納税額の増加、および租税負担の上昇は金融・保険・不動産業を中心にもたらされたことがわかる<sup>44)</sup>。

以上に見られるように、90年代に積極的に取られてきたはずの中小企業に焦点を絞った租税支出は積極的な効果があったとはいえない。OBRA93では大企業に対する負担を重くし、中

小企業に対してはこれを低くすることで雇用や経済活性を図る考えがとられた。しかし、実効税率などでも見られるように改革後の90年代後半のほうが事業所得10万ドル以下の企業においては負担が高まっており、5千万ドル以上の大企業についてはわずかにではあるがそれが引き下がる傾向にすらある。このように90年代にとられた産業振興的租税支出は、その対象となる中小企業に対して積極的に働いたとは言えず、意図された租税政策の効果が出ていないのである<sup>45)</sup>。

#### IV. むすび

最後に本稿の分析結果を踏まえながら「はじめに」での課題設定に対する結論を述べておく。

90年代における産業振興的な租税支出に関しては大きく2つの流れに分けることができる。

1つは80年代のインフレ対策として導入され86年改革で修正されながらも残されてきた大型の租税支出である。80年代以来残ったACRSに代表される大型の租税支出は、産業構造の変化による企業投資行動の変化やそもそも政策の目標であったインフレの沈静化によって制度的に陳腐化し、新規投資が顕著に伸びていく90年代を通じてその規模は横ばいにとどまっていた。また、80年代に導入された産業振興的租税支出のうち、最大のものとされるACRSがTRA86以降も制度的には投資傾向を歪める性格を有しながら、実際の投資はコンピュータなど資産償却の加速性が低い分野に集中した。つまり、ACRSは制度的な陳腐化によってその規模が抑制される傾向にあったといえる。このように80年代の流れが2つの側面から陳腐化されたというのが第1の結論である。

もう1つの流れは90年代の租税政策として入ってくる中小企業向けの租税支出である。90年代には租税制度そのものが複雑化し、消費財の即時損金算入やAMTの軽減措置などが中小企業を対象としながら新たに講じられた。歳出予定段階で見たとき、社会保障向けに増額されたEITCの額などと比較しても、産業振興的な租税支出の規模は小さくない。にもかかわらず、中小企業の負担は、減税政策が行われた90年代のほうが、実効税率を見る限りでは上昇してしまっている。このように、90年代のアメリカでは新規設備投資が順調に伸びていったが、産業振興的租税支出は増大を見ることなく、また新たに導入された租税支出の効果も限定的であった<sup>46)</sup>。以上、2つの理由から90年代には産業振興的租税支出が増大することは無かったと言えるのである。

では、産業振興的な租税支出の影響が小さ

かったことは、90年代の法人税にとってどのような意味があったのだろうか。Steuerle [2002]によればアメリカの連邦法人税はTRA86改革以後、大きく変更されなかったと評価されている。本稿が繰り返し指摘したように、法人税に影響を与える産業振興的租税支出の増大を見なかったという事実もこの評価を補強している。その意味で90年代に法人税制に内在する「ゆがみ」は小さくなっているといえるだろう。しかし、実際には各年度の税制改革を通じて徐々に法人税制は複雑になっており、簡素の原則は侵食されていった。また、先に述べたようにTRA86は公平・中立・簡素といった租税原則が貫徹された改革ではなく、一部資本投資への税制優遇は温存された。結局、簡素の原則が犠牲にされながら90年代の法人税に大きな動きが無かったように見えるのは、ACRSのような旧来の租税支出と90年代に導入された中小企業向けの租税支出が影響を余り及ぼさなかったためだといえる。その意味では、一見「ゆがみ」が小さいように見える90年代のアメリカ法人税制というSteuerleの評価はネガティブな意味でのそれに過ぎないともいえるだろう。

しかし、以上の指摘は問題提起的な側面もたぶんに含まれている。例えば、なぜ90年代を通じて中小企業向けの租税支出が租税負担の面で有効に機能しなかったのか、また、雇用や実物投資に対してはどのような影響を持ったのかという点に関しては各企業レベルまでおりたマイクロ分析が必要となるだろう。さらに、タックス・シェルターを利用しての法人税の回避行動や、経済のグローバル化の影響についても考慮される必要がある。90年代の法人税の姿をより詳細かつ包括的に描いていくには、こうした面

を検討することが求められるがそれらは今後の課題としたい。

## 注

- 1) Weisbach & Nussim ([2004], pp. 957-958.) の整理に従えば、アメリカ国内での租税支出に関する見方は次の2つが主であるという。1つは、Bittker, Musgrave, Pechman らによる伝統的な租税論からの批判的見方である。これは、租税支出を包括的所得税など適正な課税ベースを侵食するものとみなし、政府による政策目的の達成には直接支出をもって行うことを正当と位置づける見方である。もう1つは Surrey, McDanel などの租税支出論(the theory of tax expenditures)である。これは、租税支出の制度設計という点に着目し、ある政策目的に対して租税支出と直接支出が機能的には同等の効果をもたらしうるとする見解を示すものである。しかし、租税支出論も、最終的には課税ベースの公平性を強調し、想定する好ましい税制構造は、伝統的な租税論のものと同じであるとされている点は注意が必要である。
- 2) Burman [2003], pp.624-625.
- 3) Schick [2000], pp.151-152., The Century Foundation Working Group on Tax Expenditures, 以下 TCF Working Group [2002], pp.24-29., Toder [2002], pp.41-42. 具体的には1990年に導入され、93年に強化された Pay-As-You-Go 原則や CAP 制など、主に歳出削減のために設けられた規制的予算原則を指す。
- 4) TCF Working Group ([2002], p.13.) は、1990年代には直接支出が有害で、租税の削減を好ましいとする政治的傾向が存在したとしている。これは、歳出による政府関与を抑制し、歳入においては租税支出を用い政府プログラムの利用を個人の自己選択に委ねることで公的セクターの役割を縮小しようとする動きと言える。
- 5) TCF Working Group [2002], p.29.
- 6) Toder [1999], pp.413-415.
- 7) Howard [1997], また、Rogers & Weil [2000] は近年、アメリカの連邦州政府による社会保障政策が、直接支出から租税支出へと移行しつつあるとしている。
- 8) Toder [1999], pp.413-415.
- 9) 直接支出、政府貸付(信用保証を含む)、租税支出の3つからなる(CBO [1995], p.x.)。
- 10) 投資税額控除とは異なるが、1997年の Taxpayer Relief Act of 1997では、86年改革で廃止となったキャピタル・ゲイン課税の優遇措置が復活している。
- 11) Brownlee [1994] は危機に対応して租税制度の大きな変更が生じる説から同改革を、渋谷 [1992] は福祉国家の再建というテーマから分析を行っている。
- 12) 算入率は変わらないが、個人所得税の限界税率の引き下げにより実効最高限界税率は28%から20%に引き下げられた。
- 13) 耐用年数に応じて、機械・設備投資額の一定割合を税額控除に繰り入れる措置。TRA81では0%から10%であった控除算入率が6%と10%の2本立てに単純化され、全体的に控除率の引き上げが図られた。製造業は特にこれによって、ACRSよりも多くの法人税負担軽減を得たとされる(宮島 [1986], 243-244頁)。
- 14) 81年で新設された税額控除で、研究費などの支出の前年度増加分に対し25%を乗じ、課税控除額に算入できる制度である。
- 15) 宮島 [1986], 243頁。
- 16) 西野 [1998], 67頁, 渋谷 [1992] 66頁および117頁。
- 17) RCRS (Real Cost Recovery System) の修正 ACRS への変更や(西野 [1992], 67-71, 76頁), 法人税の優遇税率の温存などで(前掲書, 72-73頁), 渋谷はこうした改革の妥協的な変質を、産業界に対し改革案を承認させるための「政治的コスト」であったと指摘している(渋谷 [1992], 104, 141-142頁)。
- 18) 納税者の行き過ぎた節税行為に歯止めをかけるため、通常の所得課税ベースよりも広い課税ベースで計算された税額と通常の所得税の税額との差額を、追加的に納めさせるもの。
- 19) 中小企業庁が、地方の個人投資家グループや銀行でのベンチャー・キャピタルに対して与えるライセンスを指す。SBIC (Small Business Investment Companies) を取得することにより、投資グループは低利で投融資資金を調達することができる。なお、SSBIC はその中でも特に、「社会的・経済的不利によって企業の所有や経営の機会が制限されている起業家のニーズに応える SBIC」と定義されている。このため、SBIC による投融資資金の中小企業庁からの保証は300%であるが、SSBIC については400%まで可能となる。
- 20) キャピタル・ゲインを SSBIC へと再投資することによって、課税を免れるものである。この場合、借り換えの期間は売却後60日までとなっている。また、限界とされる額は、個人の場合、一回につき5万ドルまで、生涯を通じて50万ドルまでであり、法人については、一回25万ドル、総額で最高100万ドルまでとなっている。制度適用開始は法案施行後に行われた取引からとなる。
- 21) 旧制度において S 法人は1万ドルまで企業活動に使われた有形動産を、減価償却ではなく全額消費財として購入当該年度に償却可能であった。この上限が、OBRA 93以降、1万7,500ドルまで引き上げられた。
- 22) CBO [1994], pp.4, 20-22, 25, 58., [2000], p.29.
- 23) Steuerle [2002], pp.158-159.
- 24) 須田 [1996], 147, 167頁。
- 25) 渋谷 [1992], 100頁。
- 26) 渋谷 [1992], 100頁。
- 27) 渋谷 [1992], 104頁。
- 28) Congressional Quarterly News Features [1994], pp.87, 121.
- 29) Congressional Quarterly News Features [1994], pp.7D-8 D.
- 30) Committee on Finance [1993], p.62.
- 31) 上院財政委員会と下院歳入委員会のいずれもが、連邦税制を定義する役割を有している。この中で、多様な人物が行うヒアリングは各委員会の議員たちに政治的圧力や社会情勢、租税問題についての意識を推量させる材料となっている(Pechman [1987], pp.44-49.)。

- 32) Committee on Finance [1993], pp.62-64.
- 33) Committee on Finance [1993], pp.64-66.
- 34) ただし, Gravelle が租税論の枠組みから政策税制を批判している一方で, Sullivan は法人税増税と組み合わせで行われる租税支出の拡張という法人負担増大の可能性に対して反対を行っているという面がある。両者の主張は, 政策税制批判として一致はするが, その背景となる理由については以上のような異なりがあることには留意が必要だろう。
- 35) アメリカ中小企業がどのようなものであるか定義は一概に言えない。というのも, その定義が職種によって1つ1つ異なってしまうためである。中小企業庁は目安として, 従業員数500人以下の企業を中小企業と定義している。中小企業庁の依頼で, Innovation & Information Consultants, Inc., [2004] がまとめたレポートでは, 小規模企業を50万ドル以下で定義している。年間の事業所得によって定義を試みることで, データ取得可能で, 中小企業の一般的な概念に近いものを想定したと考えられる。このため, 本稿も中小企業の定義として事業所得10万ドル以下のグループをこれと想定し分析を行っている。ちなみに, 事業所得10万ドル以下の企業数は最も多いため, 中小企業への優遇措置や補助政策の恩恵を最も顕著に受け, 現す部分と考えられる。また, 今回は主にC法人を中心にその税制の効果を見た。S法人は小規模事業において法人が選択しうる法人形態の1つではあるが, 課税方法も企業所有の形態も特殊なもので, 日本における中小企業概念とは距離がある。なによりも, アメリカでの中小企業の定義はあくまでも事業所得であるとか, 資産規模であるとか従業員数であってS法人・C法人といった法人形態に沿ったものではない。このため, 減税政策の効果を見るうえでは, 事業所得などの指標を用い, さらにC法人, S法人に分けて分析を行うことが適切かと考えられる。なお, 本稿では特に断りのない限り, 中小企業を中小法人として扱い個人所得税の適用範囲に含まれる個人企業は分析に入れないことを明記しておく。
- 36) CBO [1994], p.16.
- 37) CBO [1994], pp.20, 58.
- 38) Committee on Ways and Means [1992], pp.1596-1597.
- 39) ①消費の回復, ②産業への信頼回復, ③広範な中小企業向け信用の拡大, ④規制緩和。
- 40) Committee on Finance [1993], pp.69-71.
- 41) CBO [1994], pp.1-4.
- 42) 本来ならば, 中小企業に対して使用された租税支出の対GDP比をもって分析を進めるほうが適当であると考えられるが, データの制約上, 中小企業への各租税支出の厳密な計算は難しい。このため, 租税負担の変化からその効果を観察し分析を行う。なお, 実効税率をもとに企業規模別の租税支出の影響を見るものとして, Innovation & Information Consultants, Inc., [2004] などが先行研究として挙げられる。
- 43) 産業政策的な租税支出の効果について, Gravelle の主張によると, 近年では租税支出による投資促進効果などは発展途上国でこそ確認できるものの, 先進諸国に見出すことは難しいとしている (Committee on Finance [1993], p.63.)。
- 44) こうした現象は, 大企業で見たときではまったく逆転したものとなる。
- 45) 中小企業への租税支出の影響を実効税率から見た Innovation & Information Consultants, Inc. の研究では, 中小企業が受ける租税支出の恩恵は大企業に比べて非常に小さいことが指摘されている。特に R&D 費に対する税額控除や外国税額控除, ACRS などの租税負担効果は大企業と比較して中小企業では低いとされる。(Innovation & Information Consultants, Inc., [2004], pp.4-5, 23-45.) なお, 加速度減価償却の中でも注22であげた Section 179に分類されるものは, 中小企業に対して負担軽減効果を示したとされる。
- 46) 中小企業向け租税支出の効果が限定的な理由として, Gravelle はその倒産件数の多さから一応の説明を加えている (Committee on Finance [1993], pp.63-64.)。実際, 90年代後半の倒産件数は前半の1.5倍に上っている。また, そのほか租税負担が徐々に増加する時期が経済成長期と重なるため, 中小企業向けに行われている軽減税率の効果が薄まっていることが考えられる。アメリカの法人税は課税ベースに応じて比例税率が設けられている。資料的制約から事業所得10万ドル以下の区分が出ないため, 実証的には言えないが, こうした税率の違いが負担増大の1つの原因であるかもしれない。例えば, 1993年から2003年での法人税率は課税ベース2万5千から5万ドル未満では15%, 5万ドルから7万5千ドル未満では25%, 7万5千ドルから10万ドルでは34%といくつかの段階が存在する。経済成長期に, 事業所得10万ドル以下の企業グループで, 全体的に税率25%から34%のグループが増加すれば租税負担は上昇する可能性がある。ただし, こうした租税負担の上昇そのものが, いかなる経路で起きたとしても, 90年代にとられた中小企業向け租税支出の効果が限定的であったとする本稿の結論は損なわれない。

## 参考文献

- 跡田直澄編著 [2000], 『企業税制改革 実証分析と政策提言』, 日本評論社
- 河村哲二 [2003], 『現代アメリカ経済』, 有斐閣
- 渋谷博史 [1992], 『レーガン財政の研究』, 東京大学出版会
- 須田徹 [1998], 『アメリカの税法 改訂6版』, 中央経済社
- 中小企業総合研究機構編訳, U.S. Small Business Administration 編 [1994], 『アメリカ中小企業白書/The State of Small Business1993年版』, 同文館

- [1996], 『アメリカ中小企業白書/The State of Small Business1995年版』, 同文館
- 西野万里 [1998], 『法人税の経済分析』, 東洋経済新報社
- 福田茂夫・野村達郎・岩野一郎・堀一郎編著 [1993], 『現代アメリカ合衆国: 冷戦後の社会・経済・政治・外交』, ミネルヴァ書房
- 宮島洋 [1986], 『租税論の展開と日本の税制』, 日本評論社
- 村山雄三, 地主敏樹編著 [2004], 『アメリカ経済論』, ミネルヴァ書房
- Brownlee, W. [1996], *Federal taxation in America: a short history*, Woodrow Wilson Center Press.
- Burman, Leonard E. [2003], "Is the Tax Expenditure Concept still Relevant?," *National Tax Journal*, 56 (3), pp.613-627.
- Committee on Finance [1993], *Hearings before the Committee on Finance United States Senate 103<sup>rd</sup> Congress First Session on Foreign Tax, Possessions Tax Credit, Investment Tax Credit, Business Meals and Entertainment, and other Tax Matters*, Government Printing Office.
- Committee on Ways and Means [1992], *Hearings before the Committee on Ways and Means House of Representatives 102<sup>nd</sup> Congress First and Second Sessions U.S. Economy, and Proposals to Provide Middle-Income Tax Relief, Tax Equity and Fairness, Economic Stimulus and Growth*, Government Printing Office.
- Congressional Quarterly News Features [1994], *Congressional Quarterly Almanac 103<sup>rd</sup> Congress 1<sup>st</sup> Session 1993*, Congressional Quarterly Inc.
- Gravelle, Jane [1994], *The Economic Effect of Taxing Capital Income*, MIT Press.
- Howard, Christopher [1997], *The Hidden Welfare State*, Princeton University Press.
- Innovation & Information Consultants, Inc., [2004], *The Impact of Tax Expenditure Policies on Incorporated Small Business*, (<http://www.sba.gov/advo/>), Small Business Administration Office of Advocacy.
- Joint Committee on Taxation [1997a], *Summary of the Revenue Provisions of the Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993 (H.R. 2264)*, Government Printing Office.
- [1997b], *General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997*, Government Printing Office.
- Pechman, Joseph A. [1987], *Federal Tax Policy: Fifth Edition*, The Brookings Institution.
- Rogers, Diane Lim & Weil, Alan [2000], "Welfare Reform and Role of Tax Policy," *National Tax Journal*, 53(2) part1, pp.385-402.
- Schacht, Wendy H. [2000], "Industrial Competitiveness and Technological Advancement: Debate Over Government Policy" (<http://www.ncseonline.org/NLE/CRSreports/Science/st-17.cfm?&CFID=2633883&CFTOKEN=26704071>) *CRS Report:IB91132*, National Council for Science and the Environment.
- Schick, Allen, [2000], *The Federal Budget Politics, Policy, Process*, Brookings Institution Press.
- Steuerle, Eugene, [2002], "Tax Policy from 1990 to 2001" *American economic policy in the 1990s*, edited by Jeffrey Frankel, Peter Orszag, MIT Press, pp.139-190.
- The Century Foundation Working Group on Tax Expenditures [2002], "Report of the Working Group", *Bad Break All Around: The Report of the Century Foundation Working Group on Tax Expenditures*, The Century Foundation Press, pp.1-31.

- Toder, Eric, [2002], "Evaluating Tax Incentives as a Tool for Social and Economic Policy" *Bad Break All Around: The Report of the Century Foundation Working Group on Tax Expenditures*, The Century Foundation Press, pp.33-82.
- [1999], "The Changing Composition of Tax Expenditures: 1980-99" *Proceedings of the Ninety-First Annual Conference on Taxation*, National Tax Association, 411-418.
- U.S. Congressional Budget Office [1994], *An Economic Analysis of the Revenue Provisions of OBRA-93*.
- [1995], *Federal Financial Support of Business*,
- [2000], *An Economic Analysis of Taxpayer Relief Act of 1997*,
- U.S. Department of Commerce [2005], *Bureau of Economics Analysis*, (<http://www.bea.gov/beahome.html>).
- U.S. Department of Labor [2005], *Bureau of Labor Statistics*, (<http://www.bls.gov/cpi/>).
- U.S. Department of Treasury [1995-2003], *Statistics of Income Corporation Income Tax Returns 1990 and 1991, 1992-2000*, Government Printing Office.
- U.S. Office of Management and Budget [1995-2000], *Analytical Perspectives, Budget of the United States Government, Fiscal Year 1996 and 1997, 1998, 1999, 2000, 2001*, Government Printing Office.
- [1984, 89], "Special Analysis G: Tax Expenditures," *Budget of the United States Government 1985 and 1990*, Government Printing Office.
- Weisbach, David A. & Nussim, Jacob [2004], "The Integration of Tax and Spending Programs" *Yale Law Journal*, 113,iss.5, pp.955-1028.

(東京大学大学院経済学研究科博士課程)